様式５

都道府県労働局長　殿

事業主の氏名又は名称

関係法令遵守状況報告書

　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第８条第１項ホ(3)に掲げる事項等について、以下のとおり報告します。

１　長時間労働等に関する重大な労働関係法令（※１）に関して、該当するものに○をしてください

|  |  |
| --- | --- |
|  | （１）認定申請日の前日からの過去１年間において労働基準監督署から是正勧告書を交付されていない。 |
|  | （２）認定申請日の前日からの過去１年間において労働基準監督署から是正勧告書を交付され、是正期日までに是正報告を行っている。 |
|  | （３）認定申請日の前日からの過去１年間において労働基準監督署から是正勧告書を交付されたものの、是正していない。 |

（２）に該当する場合は、是正を受けた法令及び条文を以下に記載し、是正済みであることが確認できる是正報告書の写し等を添付すること。

（※１）重大な労働関係法令とは以下の特定条項を指します。

・労働基準法（昭和22年法律第49号）第４条、第５条、第15条第１項及び第３項、第24条、第32条、第34条、第35条第１項、第36条第６項（第２号及び第３号に係る部分に限る。）、第37条第１項及び第４項、第39条第１項、第２項、第５項、第７項及び第９項、第56条第１項、第61条第１項、第62条第１項及び第２項、第63条、第64条の２（第１号に係る部分に限る。）、第64条の３第１項、第65条、第66条、第67条第２項の規定並びに第141条第３項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条（第４項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

・最低賃金法（昭和34年法律第137号）第４条第１項の規定

２　労働保険料徴収法に定められた労働保険料に関して

（１）本社事業所の労働保険番号を記載してください。

（　　　　　　　　　　　　　　）

（２）本社以外の事業所がある場合、全ての事業所について、該当するものに○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | （１）認定申請日の前日時点で、直近２年度について労働保険料を滞納している事業所はない。 |
|  | （２）認定申請日の前日時点で、直近２年度について労働保険料を滞納している事業所がある。 |

３　その他の関係法令の遵守状況について

以下の各項目を確認のうえ、該当するもの全てに○をしてください。

確認対象となる期間は、いずれも認定申請日前日からの過去１年間です。

|  |  |
| --- | --- |
|  | （１）男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パート・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に違反して勧告を受けたことはない。 |
|  | （２）労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法に違反して送検され、当該事案が公になったことはない。 |
|  | （３）労働基準関係法令（※１の特定条項）の同一条項に複数回違反したことはない。 |
|  | （４）違法な長時間労働や過労死等又は裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められたことにより、経営トップが都道府県労働局長等から是正指導を受け、企業名が公表されたことはない。 |
|  | （５）障害者雇用促進法第47条に基づく勧告に従わず、その旨を公表されたことはない。 |
|  | （６）高年齢者雇用安定法第10条第３項に基づく勧告に従わず、その旨を公表されたことはない。 |
|  | （７）労働者派遣法第49条の２第２項に基づく勧告に従わず、その旨を公表されたことはない。 |
|  | （８）職業安定法（昭和22年法律第141号）第５条の３第１項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定に違反する行為をし、同法第48条の３第３項の規定による公表がされたことはない。 |

４　時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制（※２）に関して、該当する場合は○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 直近の事業年度において、労働基準法第32条及び第36条第６項（第２号及び第３号に係る部分に限る。）に違反している労働者はいない。（※３） |

（※２）労働基準法第36条に定める時間外労働の上限について

労働基準法第36条により、時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、２～６か月平均80時間（休日労働含む）以内が限度とされている。

なお、以下の事業・業務についてはすべての上限規制の適用が猶予・除外されている。

・建設事業

・自動車運転の業務

・医師

・新技術・新商品等の研究開発業務

（※３）労働基準法第36条第１項に定める労使協定の対象期間が直近の事業年度の期間と異なる場合には、

・労働基準法第36条第４項及び第５項に定める年を単位とした時間外労働に関する上限（年360時間以内、１箇月に45時間を超えて働かせることの出来る月数は６箇月以内等）については、直近の事業年度内に終了する労使協定の期間

・その他の労働基準法第36条第６項に定める１箇月を単位とした時間外労働に関する上限（単月時間100時間未満）等や労働基準法第36条第１項に定める労使協定未締結の場合の法定時間外労働等については、直近の事業年度において違反する労働者がいないか判断すること。